

書評

小池和男

『職場の労働組合と参加』

——労資関係の日米比較——

東洋経済新報社 1977. 2 262+xiii ページ

書評を依頼されたのは、1年ほど前であった。この間に、本書はすでに世上、高い評価を博し、エコノミスト賞を受賞し、労働関係図書優秀賞にも内定した。まことに、評者としての怠惰を責められる思いである。しかし、本書のような国際性の高い書物の書評には、国際的慣行に従って若干の時間の遅れを伴うことも許されるであろう。

実証的研究と規範的判断

本書のもととなったいくつかの雑誌論文を読み、また著者と議論をした折の印象では、「内部労働市場の国際比較」というような表題を予想していた。そうしなかったのは著者の意図が、たんに内部昇進制や労働力配置ルールの国際比較という実証研究にとどまらず、職場における「労資」間の権力配分のあり方について、労働政策上の規範的判断をも示したかったからであろう。

固定観念を砕く

この著者の伶俐な論法と簡潔で独特の文体は、既成の固定観念や伝統理論を粉碎するに適している。著者の研究の意図が、わが国の労働問題研究を久しく支配してきた「日本的労資関係」論の打破にあることは、はしがきや序説、および最終章の明晰な叙述から明らかである。わが国の「労資関係」がアメリカ(あるていどはイギリスとさえ)と共通の基礎をもつことを強調し、旧講座派的な特殊日本型論(今日でも文化人類学や法社会学的伝統のなかに根強く生き残っている)を爆砕することは、もう20年近い間、著者の一貫したモチーフであった。それは、英米の労使関係学者の収斂理論や後発利益説とも相通ずるものがある。これらの議論の強い影響によって、今日では、もはや、かつてのような特殊日本型論を主張するものは、ほとんどいない。わが国の実態調査と各国の統計資料の巧みな操作によって、そのことを逸早く主張した著者の炯眼は、まことに敬服に値する。

本書の貢献は、このような著者の長年の仮説を、アメリカにおける自らの実態調査によって検証し、さらにその事実発見を、内部労働市場論の理論的フレームと接続した点にある。著者は、ウィスコンシン州周辺の19工場と日本の13工場の事例調査とを比較し、さらにそれを豊富な文献資料で補うことによって、内部昇進型の労

働力が、アメリカでも日本と同じように存在することを証明している。

自ら実態調査を経験したことのある人ならば、これだけの事例調査を、まして外国において実施することの困難さを、容易に理解できよう。しかも、それをたんなる事例報告にとどめず、整然と論理化し、経済分析との接続を果たした手並みは、まことに鮮やかである。

新制度派分析の先駆的業績

実態調査にともなう多くの困難の一つは、事実発見の多彩さに溺れ、理論的に意味のある事実の抽出に失敗し易いことである。まして外国調査となると、周辺的事実にまで執着したい誘惑に駆られる。その危険を冒して、あえて内部昇進制(上位職務への昇進、応援、配転)のルールに焦点を絞った著者の禁欲と執念は、見事である。おそらく、調査過程で蒐集された周辺的情報量は尨大であったろう。そのなかから夾雑物を捨て、純度の高い鉱石だけを抽出した抽象力と構合力こそ、本書を成功に導いた最大の要因であろう。

著者はまた多くの幸運にも恵まれたように思われる。周知のように、1950年代の末から60年代にかけて、アメリカの経済学界では、OiやBeckerによる人的資本理論の革新があり、また新古典派労働市場理論への内在的批判を意図したDoeringer & Pioreの内部労働市場論が抬頭した。これらの成果がなかったならば、著者が1960年前後に抱懐したアイデアを温めつづけ、発展させるには、より多くの困難を伴ったに違いない。これらの新しい潮流に逸早く気づき、それを吸収し、さらに国際比較にまで高めたのは、著者の慧眼である。それによって、著者は、制度派の実態分析と新古典派的市場分析とを接続することに成功した。私はこれを新制度派的分析¹⁾と呼びたい。

著者にとってのいま一つの幸運は、アメリカの1964年公民権法第7章にかかわる連邦地裁判決が70年代に入ってから数多く出現するようになったことである。そこから、著者はアメリカの工場レベルの昇進・先任権にかんする貴重なデータを入手した。これは、かの今世紀初頭のピッツバーグ調査や上院の鉄鋼労働調査資料に匹敵する価値のある史料であろう。それを逸早く見出し、利用したことも、本書の貴重な貢献である。

労働力タイプによる「労資関係」決定論

本書において、著者は一貫して「労使関係」という用

1) 拙稿「労働経済学の日本的展開」(『季刊労働法』別冊第2号、1978年2月)p.13参照。

語を避け、「労資関係」を用いている。なぜそうしたのかについて、説明はない。そもそも両者の間になにか重要な意味の差を認めているのか否かも、言及がない。一見、たんなる慣用句のようにも思われる。しかし、この著者が、不用意にこのような概念を用いたとは思えない。2つの解釈が可能である。

一つは、マルクス主義者が「労資関係」という用語を好んで用いるのを十分承知のうえで、職場における労働・資本間のパワー・リレーションズの意義を強調するため。いま一つは、逆に、近代経済学における生産関数になぞらえて、職場における労働力取引や充用の関係を、資本・労働の特定の技術的結合関係の産物とみなす含みではないか。この想定は、著者が「労資関係」の決定因子(「媒介変数」と呼んでいる)として「労働力タイプ」を挙げていることから、類推される。しかし、そう明示しなかったのは、生産関数的接近と権力配分的接近とが馴染みにくく、またそのように大上段に振りかぶってしまうと、その定式化や計測という厄介な問題を背負いこむことになるからであろう。その辺の面倒を避け、ある意味では2つの経済学の対立の激しいわが国の労働問題研究の特殊事情をも考慮して、周到に用意された韜晦ではなかろうか。

著者は、「労資関係」の型を決める独立変数としての「環境的諸条件」(「膨大な過剰人口」という経済的環境条件や「技術革新のおくれ」という「技術的環境条件」など)に、いきなり「ものの考え方」というような「媒介変数」を接続させる従来の分析方法に反対して、「労働力タイプ」という「もうひとつの媒介変数」をおくことを、主張する。たとえば、イギリスはクラフト的熟練労働者の比重が大きかったのに対して、日本やアメリカでは、「独占段階」に内部昇進制タイプの労働力が高度に発達した。この点で、日米の労資関係は共通の基盤をもつ、とする。

その上で、なお日米間の差異が生ずるのは、同じ内部昇進型でも、キャリアの広がりには差があるからだ、という。日本のようにキャリアの上限が役付工やホワイトカラーにまで拡大すると、労働者集団による規制は弱まらざるをえない。労働力タイプは一つの社会制度であり、あるタイプが確立してしまうとその廃棄コストは重くなり、容易に他のタイプと代置できなくなる、と説明する。

これはこれで、一つの巧みな説明である。しかし、2つの疑問が湧く。一つは、もし熟練形成のタイプそのものが、氏のいわゆる「環境的諸条件」の関数だとすれば、労働力の給源とか、その等質性(日本)や異質性(米国、

とくに人種的多様性)、教育制度、価値観など他の諸要因との関係が問題となる。かつての伝統的「日本的労資関係論」は、たしかに氏の批判するように、これらの環境要因と「労資関係」とを直結する傾向が強かったが、大河内一男の「出稼型労働力」論も、結局のところ、労働力タイプの差によって「労資関係」(企業別組合という組織形態も含めて)の差異を説明する一仮説ではなかったか。年功制度にかんする多くの研究も、そうしたアプローチをとっていたはずである。ただ、彼らの誤謬は、「独占段階」におけるその国際的共通性を見落とし、特殊日本的現象とみなしたことである。

いま一つは、労働力タイプと技術的变化や資本蓄積との関係である。氏の叙述からは、技術的環境条件と、「媒介変数」としての「労働力タイプ」との論理的つながりが、はっきりしない。「媒介」とは、どういう意味であろうか。おそらく、技術進歩の型や率、資本ストックの増加率、限界代替率、要素代替の弾力性などのような基礎的経済要因と、労働力タイプとの間に特定の因果関係が想定されているのであろうが、本書ではこれらの点について明示的な議論は展開されていない。

評者は、かつて19世紀末のアメリカ鉄鋼業における旧型熟練の崩壊と内部昇進制の形成過程を分析したさいに、イギリス鉄鋼業との労資関係の差の成因として、「技術進歩を伴う資本蓄積の速度の差」を挙げたことがある²⁾。しかし、そこでも因果関係の定量的分析は射程外におかれた。今後の内部労働市場の国際比較、とくに数量史的比較研究によって解明されるべき問題点であろう。

残された問題点

そのほか、今後の研究によってさらに解明を期待したい論点を列挙すれば、次の諸点がある。(1)アメリカの事例調査は中西部に集中しているが、他の地域でも同じことがいえるのであろうか。(2)他の業種、とくに印刷、建築などのクラフト型職場や、軽工業職場ではどうか。(3)ホワイトカラー職業でも、日米間に同様の類似性が認められるのか。(4)職場レベルからトータルな労使関係に目を移した時、日米間の差異はどう説明されるのか。すでにイギリスについては、間宏の事例調査³⁾がある。

2) 拙稿「独占の労働問題と社会理論」(越村編『最近の独占研究』東洋経済新報社、1959年所収)及び拙著『アメリカ産業民主制の研究』(東大出版会、1966年)。

3) 間宏『イギリスの社会と労使関係』(日本労働協会、1974年)。

間の用いた比較の座標軸(階級性, 個人主義, アソシエーション性)およびその構成因子と, 労働力タイプとは, うまく統一されるのだろうか。著者がもしイギリスの工場をも比較対象に加えられるならば, いっそう興味ある結論が期待されたよう。

〔神代和欣〕

中山 弘 正

『現代ソヴェト農業』

——フルシチョフ農政と位階制的職種階層——

東京大学出版会 1976. 6 329+ix ページ

本書はフルシチョフ農政期(1954~64年)を中心に, 独ソ戦開始の1941年からフルシチョフ後の70年代初めにいたる, ほぼ30年間のソ連における農業政策の展開と農業構造の推移を分析した実証研究の成果である。著者がその主題を解明するためにいかに徹底した文献渉猟とひたむきな問題追及を行なったかは, 巻末の引用文献目録に示された160点の研究文献と8種の雑誌・統計書, それらを用いてつくられ本文に収められた6図, 183表のデータがなによりも雄弁に物語っている。類書のきわめて少ない現在, かかる本格的な研究書の公刊の意義はまことに大きいといわなければならない。

本書の主要部分はずの3章から構成されている。第1章「第2次大戦と戦後復興期のソ連邦農業」, 第2章「フルシチョフ期の農業構造」, 第3章「フルシチョフ以後」である。これに短い序章と終章がつけ加えられており, そのうち前者では著者の方法論上の態度と本書の要旨が, 後者では本書における分析結果のいわば「まとめ」がそれぞれ述べられ, 読者の理解を助けている。以下, 各章の内容を概観し若干の感想をのべよう。

序章で述べられている本書を貫く著者の「方法論上の態度」というのは, いたずらに「反共主義」や「制度・政策の解説者の・護教論的」立場に立つのではなく, 「自らが置かれている資本主義日本……への自己批判」をふまえた批判的立場, つまり「社会科学的ないし学的立場」に立つことであり, 著者は, そうすることによってはじめて社会主義ソ連邦も, 「かげもありひなたもあるひとつの生き生きとした現実」として把握されうると述べている。ここには, 従来の社会主義研究に往々にしてみられたイデオロギー的偏りを排して, 対象の分析に社会科学的に迫ろうとする著者の誠実な態度がにじみ出ているといえよう。

第1章では, まず戦時下のソ連農業について, 戦争に

よるその破壊状況, 東部への疎開, 生産高減退などを跡づけたうえで, 著者はとりわけ農産物国家調達機構に鋭い分析のメスを入れ, じつは当該期のソ連農業がつぎのような「基本的構造問題」をかかえていたことを明らかにする。すなわち「四公六民とか五公五民とか呼んでみたくなる」ような「ほとんど全く無償の異様に大きな国家調達」が存在していたこと, そしてこの過酷な国家調達とかんれんして強権的農業集団化以来の「権力対農民」の緊張関係, およびコルホーズの社会化経営とコルホーズ員の個人副業経営という「二重構造」が戦時中をとおして強められこそすれけって弱められなかったこと, がそれである。

つぎに戦後復興期については, この時期にとられた農村党組織の強化, 急ピッチで生産される農業機械のエム・テ・エスへの集中的配備, 弱小コルホーズの統合などの諸政策によってソ連の農業生産はスターリン期の末ごろ大戦前に近い水準にまで回復しはするが, 戦時期にみられた過酷な国家調達がこの時期にもそのままの形で維持され, かくしてコルホーズ社会化経営は重工業を中心とする戦後の工業復興を支える「重要な国家資金蓄積の源泉」になっていたこと, そればかりでなくカードル労働力の流動性, 所得からみたコルホーズの地帯間・地帯内経営体間格差や経営内職種間格差(著者はこれを「位階制的職種階層構造」と名づける), ソフホーズの赤字経営などの構造的諸問題をも加えて, 総じてこの時期にはソ連邦農業構造のかかえる緊張関係はそれが戦時期から引きつがれたまま悪循環的に再生産され, まったく解決されることがなかったことが述べられている。

第2章ではフルシチョフ農政期が取りあつかわれ, まずその前半期(1958年まで)について, もはやソ連農業のこれ以上の停滞が許されない客観的事態を背景に登場したフルシチョフが処女地開拓運動, 作付構成転換策, コルホーズのソフホーズ化, 農産物価格引上げなどいくつもの「大胆・大規模・投機的な手」を打ち, その結果, 農業生産は全般的にまずまずの成果を収めたが, これらの諸政策はその実施過程をつぶさに検討するといずれも大きな問題点をはらむものであったこと, にもかかわらず農産物価格引上げ政策は, 30年代, 40年代を通じて国民経済とりわけ重工業建設のための蓄積源泉産業としての重荷を負わされてきたソ連農業が, 当該期にいたってようやくそのような地位を脱しようとしていることを示すものであること, が論じられている。

つづいてフルシチョフ後半期(1959年以降)については, エム・テ・エスの解体, 義務供出制の廃止と単一買